

## 正宗寺境内墓地限定区域使用権型契約約款

### 第1条 (目的)

本約款は、宗教法人正宗寺（以下「正宗寺」という。）が経営する境内墓地内の限定区域（以下「限定区域」という。）の使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

### 第2条 (限定区域の使用と対象)

契約者は、指定される限定区域を、第3条又は第4条の規定により契約が解除されない限り、継続して使用する権利を有する。

2 契約者は、正宗寺に届け出て、限定区域に埋蔵対象者の焼骨を埋蔵することができる。  
但し、正宗寺で葬儀を執り行った者、及び正宗寺承諾のもと県外等で葬儀を執り行った者のみとし、一部の他宗教の者については正宗寺と相談しなければならない。

3 契約者は、正宗寺が指定する規格に基づき墳墓を購入し、設置、焼骨の埋蔵、その他墓地本来の使用目的以外の目的のために限定区域を使用してはならない。

4 契約者は、正宗寺の承諾を得ずに限定区域を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

### 第3条 (契約の更新と解除)

契約者は、第2条の埋蔵から10年後に継続する場合のみ10年間使用する更新料を支払わなければならない。

2 埋蔵から10年以内に、契約者が埋蔵対象者とする者の焼骨を追加した場合は、追加された時期から10年後を更新とする。

3 更新をしない場合は、正宗寺が合葬墓に埋蔵対象者の焼骨を移すことができる。

### 第4条 (契約者の地位の承継と契約の解除)

契約者は、いつでも契約を解除することができる。契約が解除された場合において、契約者は、墳墓及び埋蔵対象者の焼骨をどうするか正宗寺と相談しなければならない。

2 契約者の死亡により、契約者の祭祀承継者はその地位を承継して限定区域の使用を継続するか否かを、すみやかに正宗寺に届出を行うものとする。

3 第3条第3項の規定により埋蔵対象者の焼骨が合葬墓に移された場合には、前項の規定にかかわらず、契約者及び祭祀承継者は、契約を更新することができない。

以上につき双方合意の上、この契約を（新規・追加）締結し、署名の上、各自保管する。

年 月 日

契約者氏名

住 所

電 話

埋蔵対象者 [

経営者 宗教法人正宗寺

住 所 〒790-0023 松山市末広町 16-3

電 話 089-945-0400

]

## ご契約者様へのお願い

1. この契約は限定区域の墓所をお貸しする契約です。
2. 他のお寺で葬儀等をしている埋葬対象者は、基本的に駄目です。  
個人墓1つの契約（限定区域の賃貸、お墓購入、管理費10年分）を、  
合計で250,000円とします。
3. 契約期間10年の更新月日は3月31日迄とし、更新料は10年で10,000  
円（年額1,000円）とします。  
更新しない場合は、自動的に供養塔へ納骨します。
4. 契約者が亡くなり祭祀承継者が承継した場合はすみやかに正宗寺に届け  
ないと、契約期間が過ぎると自動的に供養塔へ納骨されます。  
※供養塔へ納骨すると遺骨を返還できなくなります。

- お参り時間は年中無休ですが、9時～16時30分の間でそれ以外のお時間  
にお参りする際には必ずご連絡下さい。
- 車を置いて境外へ出ないで下さい。
- お供え物の処分時期はこちらで判断します。
- 献香献花は合同設備なので、少量でよろしいかと思えます。
- お参りに関して、ご親戚の方々も普通に参拝はできますが、契約者と同  
じ扱いですからルールを守らない場合は、ご契約いただいたお家の責任  
となります。  
ご面倒でもご親戚の方々にはご契約者様からご説明しておいて下さい。